人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根をつくる
島根創生
SHIMANE SOUSEI

島根創生計画に基づく島根県補助事業

令和5年度
ものづくり産業デジタル技術導入助成金

島根県内ものづくり産業の生産性向上を図るため、県内他の中小企業者のモデルとなるデジタル技術を導入・実証する事業の取組みを支援します。

概　要

事業区分	導入型	実証型
対象事業	・生産性向上のため、デジタル技術を導入する事業 ・県内他社のモデルとなる事業	・デジタル技術の導入にあたり、生産性向上の実証を試みる事業
対象者	・県内で製造業に取り組む中小企業 ・成果公開が可能な企業	・県内で製造業に取り組む中小企業
対象経費	本チラシ裏面参照	
助成率	ハード事業：１／３ ソフト事業：１／２ ※１千円未満切り捨て	
助成額	上限：５，０００千円 下限：１，０００千円	上限：１，０００千円 下限：　１００千円
事業実施期間	助成金交付決定の日から１年以内	

公募期間

随時募集
※予算がなくなり次第、公募を終了いたします。
※最終申請締切日は令和6年2月16日とします。

審査方法

導入型：審査委員会によるプレゼンテーション審査
実証型：書面審査
※審査委員会の開催日時は、別途ご案内いたします。

申請方法

所定の様式に記載の上、下記申請先までご提出ください。
※詳細は案内URL参照
https://www.joho-shimane.or.jp/solution/subsidy/8666

【申請先/お問合せ先】
（公財）しまね産業振興財団　経営支援課　（担当：福冨）
TEL：0852-60-5115　FAX：0852-60-5105
E-mail：con@joho-shimane.or.jp

頑張る企業を応援します！
公益財団法人 しまね産業振興財団

対 象 経 費

対象経費		経費内容説明
ハード事業	①システム構築費	システム等の開発に要する委託費、購入費、導入支援費等システム構築にかかる経費
	②機器等整備費	機器等の購入費、設置費、導入支援費等機器の整備にかかる経費
	③システム運用関連費	クラウドサービス利用費、導入支援費、修繕費等システム運用にかかる経費
	④専門家委託費	システム要件などシステム開発・導入にあたり専門家に助言・指導を受ける際にかかる経費
	⑤その他代表理事理事長が特に必要と認める経費	対象経費とするに相応の理由があり、代表理事理事長が特に必要と認める経費
ソフト事業	①デジタル導入後活用経費	謝金、旅費、委託費、会場使用料、教材費、研修参加費、印刷製本費等システム導入後に利活用を推進することにかかる経費
	②その他代表理事理事長が特に必要と認める経費	対象経費とするに相応の理由があり、代表理事理事長が特に必要と認める経費

（注）

①ハード事業のみの申請、ハード事業及びソフト事業両方の申請が可能ですが、**ソフト事業のみで申請することはできません**。ソフト事業はハード事業により導入したシステムの利活用を目的としたシステム導入後の利用者向け研修会、講習会等を対象とします。

②機器等整備費により整備する機器の数は、導入するシステムに必要となる最小限度の数量を限度とします。

③機器等整備費により整備する機器に、複数年の無償保証、保守パック等が標準保証として提供される場合は、当該保証を機器本体に含めて助成金の交付対象とします。

④汎用性があり、目的外使用になり得るものに係る経費は原則対象外ですが、**交付要綱に定義する汎用品を購入する場合には交付申請書様式第１号別紙４の提出をすれば対象**とします。